

参議院 第174国会 環境委員会

2010年4月13日

[平成22年 4月13日 第6号](#)

○市田忠義君 共産党の市田です。

今日は、今回の法改正案の目玉と言われている戦略的アセスメントの問題を中心に質問します。先日の参考人質疑でも課題が明らかになりました戦略的アセス、これは本来どういう内容であるべきなのか、現行法の下でのアセスの実態を踏まえながら幾つかただしていきたいと思います。

まず初めに、事実関係で確認したいんですが、アセスの対象になった事業の立地がどうなっているか、国立公園、国定公園、重要湿地を含む地域に立地予定地としている事業の公園名と湿地名を述べてください。

○政府参考人（白石順一君） 法施行後に環境大臣の意見を述べました百二十五件の事業のうち、環境大臣の意見の文面上国立公園に言及しておりますのは、戸倉ダム建設事業の一件、これは日光国立公園に言及をしております。それから、環境大臣意見の文面では言及しておりませんが、瀬戸内海国立公園における事業として上関原子力発電所事業がございました。

同様に、国定公園に言及しているものは三件ございます。都市計画道路象潟高速線、仮称でございます、及び仁賀保南高速線事業、これは鳥海国定公園、それから敦賀発電所三、四号機増設事業におきましては若狭湾の国定公園、それから豊川水系設楽ダム建設事業では愛知高原国定公園及び天竜奥三河国定公園にそれぞれ言及をしております。

それから、重要湿地のお尋ねもございました。重要湿地に言及しておりますのは、東京国際空港再拡張事業におきまして、重要湿地、東京湾の干潟、浅瀬のうち多摩川河口に言及している、こういう事例がございます。

○市田忠義君 次に、アセス手続の中で環境大臣が提出した意見の中で、希少種について言及している事業の数、また希少種リストには掲載されてはいないが学術的に貴重とされている等の理由で種名に言及している事業の数、それぞれ数字だけお答えください。

○政府参考人（白石順一君） 同様に、百二十五件の事業の内訳で申し上げます。

環境大臣意見の文面で希少野生動植物につきまして言及している事業数は四十六事業、それから、希少野生動植物リストには掲載されておきませんが、学術的に貴重とされている、又は既存の調査事例が少ないとされておきます動植物について言及している事業数は四十七事業でございます。

○市田忠義君 この中には、ごく近い将来に絶滅の危険性が高いとされているカンムリワシが周辺に生息、生育している事業、あるいは大臣が十ないし二十の種名を挙げてその保護、保全に言及している事業が幾つかあります。

生物多様性の損失の一番大きな原因は、何といたっても開発による生息地の破壊であります。本来、アセス制度というのは、開発による希少種や慎重な対応が必要な種、生態系への影響を事前に回避できるものであるはずであります。しかし、アセスの実績で見ますと、立地という点で回避が検討されてはいません。その一つが山口県上関に中国電力が計画している原子力発電所であります。ここは国立公園ですし、瀬戸内海環境保全特別措置法のエリアでもある閉鎖性水域であります。生物多様性のホットスポットであり非常に貴重な場所であります。我が党はそもそも安全性が確保されていない原発には反対で

すが、原発の是非を超えてこういうところへの建設計画はやめるべきではないかというふうに思います。

そこで改めて確認したいんですが、二〇〇〇年二月十五日、当時の環境庁長官意見において希少種あるいは学術的に貴重とされているなどで調査の継続や専門家からの意見聴取、生息環境の保全等に言及している種は何でしょうか。

○政府参考人（白石順一君） お答えいたします。

カクメイ科等に属する貝類、スナメリ及びハヤブサでございます。

○市田忠義君 また、同じ環境庁長官意見で、新たに希少な動植物が確認された場合の対応について、「専門家の意見を聴取し、現地調査を実施した上で、これらの種の生息、生育環境に対する影響が最小限となるよう、適切な保全対策を講じること。」と述べています。この意見以降にカラスバト、カンムリウミスズメの生息が確認されています。

環境省にお聞きしますが、それぞれの希少性について述べていただけますか。

○大臣政務官（大谷信盛君） カラスバトもカンムリウミスズメも国指定の天然記念物でございます。そして、環境省のレッドリストの中では、カラスバトの方が準絶滅危惧、そしてカンムリウミスズメの方は絶滅危惧Ⅱ類として扱われております。

○市田忠義君 今言われましたように、カンムリウミスズメはその生態がなぞに包まれていて、地球上でも五千羽ほどしかいない、なぞの海鳥と言われる世界でも最も絶滅に近い海鳥の一つで、国際的な保護対象種であります。

そこで、大臣にお伺いしますが、事業者が当時の環境庁長官意見で述べているような、その希少性にふさわしい調査や適切な保全対策を取っているというふうにお考えでしょうか。

○副大臣（田島一成君） 今御指摘いただきましたカラスバト、またカンムリウミスズメにつきましての希少種は先ほど政務官が述べたとおりでございますが、上関におきますこのカンムリウミスズメの調査等につきましては、現在、事業者でございます中国電力が専門家の助言等々を受けながら実施しており、昨年六月までに約一年間行われた調査結果を昨年九月に公表するなど、事実上、改正法と同等の取組が事業者によって自主的にされているというふうにご考えているところでございます。

この調査自体は、今後も現地におきまして継続的に行われているところであり、環境省としましては、専門的な知見を有する立場から、適宜助言をしていきたいと考えております。

○市田忠義君 適切な保全、適切な調査がやられているという認識ですか。

○副大臣（田島一成君） 九月に公表されたものにおきましては、手続上、自主的な調査ということでございますけれども、現段階では、その部分についてしっかりと受け止めて、また環境省の方から、万が一問題がありますならば、専門的な知見を有する立場として助言をしているという状況でございますので、お見込みのとおりでございます。

○市田忠義君 じゃ、問題があればきちんと是正、指導していくということでもいいですね。

○副大臣（田島一成君） はい、そのとおりでございます。

○市田忠義君 この周辺は、これまで名前が挙がった希少種以外にも、カンブリア紀の生き残りのカサシャミセンや絶滅の危機とされる八種類の貝類、それからナメクジウオなど、いわゆる絶滅危惧種の宝庫とされています。

二〇〇〇年だったと思いますが、生物学の研究者組織である日本生態学会は、生物多様性保全の視点から、もっと慎重な環境アセスメント、更なる調査を求める趣旨の要望書を事業者や監督官庁に提出をされました。さらに、日本鳥学会、日本ベントス学会も同趣旨の要望書を提出しています。

最近は、この三つの学会が合同で延べ十一件も要望書を出しておられますが、こういう学会が合同でこれだけの回数の要望書を提出したということは過去にあったでしょうか。

○副大臣（田島一成君） 知る限りでは、上関以外ではございませんというふうに承知をしております。

○市田忠義君 もう回数の多さもそうなんですけれども、この学会の幹部自身が、全然、同じ生物学の研究といっても分野が違うわけで、この三つの学会が合同で取り組むというのは異例なことだと自らおっしゃっているぐらいの問題であります。

一方、事業者の対応はどうかと。今年一月の記者会見で、中国電力の社長はこう言っています。カムリウミスズメ等、他の場所でも見付かる可能性は十分あると、そこだけホットスポットという言い方はいかがかと、こういう言い方をしています。また、その後二月に三つの学会、先ほど紹介した三つの学会の代表が中国電力に要望書を手渡した際、大体いつもは社長にきちんと伝えますと、そう担当者が言うんですが、このときには、これ以上新たな環境調査をするつもりは全くないと即答する、専門家の集団が、三学会が集まって出した要望書に対して、これ以上の環境調査をするつもりはないと、そう即答するひどい対応でした。私、そのやり取りのテープを起こしたのも読ませていただきましたが、本当にひどい、開き直った態度でした。

私、大臣にお聞きしたいんですが、学会として原子力発電所計画に対する要望書をまとめたというのは、実はこれが最初なんです。これまでありませんでした。生物学の学会がそろって強い危機感を持っているところなのだから、環境省として経産省任せにしないで直接事業者に慎重な調査と対応を求めるべき、私はそういう性格の問題だと思うんですが、小沢大臣の認識はいかがでしょう。

○国務大臣（小沢鋭仁君） 今回の制度改正等がしっかりと機能していけばこういったこともかなり未然に防げたのではないかと、こうも思っているところでございますが、今、市田委員からの、その三学会含めてのそういった異例の対応について環境省としてどうかということにつきましては、また省内でしっかりと議論をしてみたいと、こう思います。

○市田忠義君 是非議論していただきたいと思うんですが、これ、原発推進あるいは反対とか、そういう政治的立場抜きに、生物学の研究を真摯にやっておられる学会の方がそろって、こんなところに原子力発電所を造るのはまずいじゃないかという声をやっぱり上げておられるわけですから、それに対して中国電力は開き直って、どこが悪いんだと、我々がやった調査では大したことないと、事実上そういう開き直りの態度を取っているわけですから、やっぱり環境省がここ一番、積極的な指導性を発揮するということが求められているということを指摘しておきたいと思えます。

これもまだ環境庁時代ですが、環境長官意見で、計画地周辺水域について、閉鎖性が高く一部で水質環境基準を超過している瀬戸内海であることから、発電所の取放水による水質及び海生生物への影響について慎重な対応が必要であると、当時の環境庁長官はそういう意見を述べておられます。二〇〇一年四月二十三日付けで、経済産業省資源エネルギー庁長官あてに提出された山口県の知事の意見、ここでも、温排水の漁業等への影響について、広域的、長期的な調査を更に充実強化させるとともに、調査結果を踏まえた適切な対応が講じられるよう事業者への指導を徹底することというふうに述べておられます。

今年の二月九日に山口県で、知事意見に対する国の対応状況をチェックする初めての会議が開催をされて、資源エネルギー庁から説明が行われました。会議当日、担当部局から配付された文書に、第四分野の環境保全についての温排水に係る箇所についてどのように書かれているか、経済産業省お答えください。

○政府参考人（平岡英治君） お答え申し上げます。

本年二月九日にございました山口県の会議に経済産業省の担当者が出席をいたしております。その際に配付いたしました資料の中で、温排水と環境との関係につきましては、評価書においては、環境保全措置として温排水に関する対策が取られることになっております、今後、必要がある場合には事業者に対して適切に指導してまいりたいと考えておりますという記載をいたしております。

○市田忠義君 今言われたとおりなのですが、この会議について山口県の三月議会である議員から、地元住民、県民の切実な疑問に対して丁寧に答える内容とは全くほど遠い内容であったと怒りの声が出ています。また、山口県の副知事も、経産省の説明は、知事意見に対して、特に安全確保、環境分野等について実に一般的で制度的な問題に終始し心外であったと、副知事がそう述べていると。議員が述べただけじゃなくて、副知事もそう述べていると。

温排水の影響は既に、各地の原子力発電所、火力発電所の稼働後、ノリ、ワカメなどの品質低下あるいは漁獲量の減少等が報告されています。だからこそ、この祝島の人たちは、漁場はつぶさせない、海は売ってはいないと、十億円以上もの漁業補償金の受取を拒否して命懸けで反対をされています。一方、中国電力は、先ほど言ったように、過去の発電所の経験からして影響は少ない、既にアセスは終わっているのに何で自分たちがやらなければならないのかと、こういうひどい対応であります。

そこで大臣にお聞きしますが、こういう事業者の対応、それから先ほど紹介した山口県と経産省のやり取りなどをお聞きになって、環境長官意見で述べられた閉鎖性水域での発電所の取放水による生物への影響に慎重に対応できるというふうにお考えかどうか、その大臣の認識をお聞かせください。

○国務大臣（小沢鋭仁君） 今の委員の御指摘のポイント等を聞いていけば、なかなか対応は難しいのかなと、こういう印象は持って聞かせていただきましたが、その細部にわたっての点は私も詳しく承知をしておりません。委員の方からも事前にお話をいただいておりますので、最終的な判断はそういったものをしっかり踏まえて判断をさせていただきたいと、こう思っております。

○市田忠義君 上関原発問題でお聞きするという通告はしておいたわけですから、こういう細かなことまでは言っていないけれども、やっぱり是非私が今述べたような問題は環境省内部で議論をしていただいて、大臣としてのイニシアチブを積極的に発揮していただきたいということを述べておきたいと思えます。

経産省に確認しますが、発電所に係る環境影響評価の手引というのが、かなり分厚いこういうものがございます。これの〇七年一月改訂版の参考資料として掲載されている「今後の海域モニタリング調査（温排水関係）のあり方」、これはいつのものでしょうか。

○政府参考人（平岡英治君） 今御指摘の手引に掲載してございますものは参考資料として付けられているものでございますが、昭和六十二年三月に財団法人海洋生物環境研究所が作成をした図書でございます。

○市田忠義君 昭和六十二年というと、今から二十三年前のものであります。更新されないままになっていると。温排水による生態系への影響については、関係学会から非常に強い懸念が出されています。例えば、鹿児島県の川内原発では、温排水の拡散範囲について放水口からおおむね二キロメートルとしてきたが、五キロメートル以上に広がっている例があるという報告もあります。また、この海域での複数の発電所の影響についても非常に懸念をされて、内海に原発を造るのはもう生物多様性にとっては最悪の選択だという指摘もされています。

まとまった知見がないとされる一方で、既に漁業等に深刻な被害が出ている温排水について、とりわけ海域の国立公園、瀬戸内海環境保全特別措置法の閉鎖性水域内であることを踏まえれば環境省が自ら調査すべき性格の問題だと思えますが、大臣、いかがでしょう。

○**国務大臣（小沢鋭仁君）** 改めて省内でよく議論をして対応したいと思います。

○**市田忠義君** それは前向きに検討するという事で受け取っていいのでしょうか。

○**国務大臣（小沢鋭仁君）** いつも私は前向きでございます。

○**市田忠義君** 大臣の発言を言葉どおりやっただくことを期待したいというふうに思います。後ろ向きになった場合には厳しく指摘させていただきます。

さきの三学会による要請の際、中国電力側は、瀬戸内海全体の影響は国レベルで考慮すべき問題だというふうに言っています。これは事業者の開き直りであって、これは許されないんですが、同時に一定の真理でもあります。今のままの対応でいくと、事業者、県、経済産業省、環境省までも上関周辺の絶滅危惧種を含む貴重な種、瀬戸内海全体の生態系の保全について、言わばどこも責任を取らないということになってしまいます。

生物多様性条約締約国会議をこれ目前に今控えているわけですが、海域の保全の遅れが問題視されている下で、生物多様性のホットスポットであるこの海域への原子力発電所はやっぱり計画中止して、海洋保護区に私は指定すべきだというふうに考えますが、大臣、いかがでしょう。

○**国務大臣（小沢鋭仁君）** 中止をすべきかどうかという判断は環境省のみではお答えできない問題だと、こういうふうに思います。いろんなトラブルが生じていることは私どもも十分承知をしているわけですが、環境的な問題、あるいはまた漁業補償的な問題、あるいはまたその他のいわゆるエネルギー供給の問題等々、総合的な判断が必要になるのではないかと、こう思っております。

○**市田忠義君** 海洋保護区に指定すべきだという点はいかがですか。

○**副大臣（田島一成君）** 目前にCOP10を控えまして、今海洋保護区についての議論もちらちら出てきている状況でございます。

ただ、日本国内にあってもそうですし、世界的にあっても、この海洋保護区については定義もまだ明確に定まっていないというような状況にございまして、しかしながら、今度のポスト二〇一〇年目標におきまして、この海洋保護区の数値的な目標等々も事務局案の中に出てきたりと、そういう意味では、我が国も人ごとのように看過している状況にはないというような緊張感を持っているのは事実でございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、定義等々も含めて海洋保護区とはどういったものを指すのか、そういったところからの議論をしっかりと進めなければなりませんので、今御質問いただきました点につきましても、今後一から議論をしてやらなければならないというような状況にございますので、御理解をいただければと思います。

○**市田忠義君** 国際的にも定義が明確でないというのは、私も知っております。

ただ、二〇〇六年に開催された生物多様性条約の第八回締約国会議ですね、ここでは、二〇一二年までに海洋沿岸の少なくとも一〇%が実効的に保全されるべきだと、こういう目標が出されています。にもかかわらず、日本で何らかの法的根拠によって保護されている面積というのはわずか三・七%、こういう報告があります。

やっぱり、上関のような海域を保護しないで一体どこを保護するのかという立場から、是非、定義が明確でなくても、少なくともこういうところには原子力発電所は造らせない、そういう海洋保護区にするんだという方向で環境省はやっぱり前向きに臨んでいただきたいということを是非これは要望しておきたいと思いますが、再度あれば、いかがですか。

○**副大臣（田島一成君）** もう十月のCOP10までカウントダウンの状況にございます。今委員が御指摘をいただきましたこの海洋保護区につきましても、瀬戸内海を定めずしてどこをとという御意見もござ

いますけれども、まずはやはりきちっとした概念でありますとか定義等々を整理をしなければ、とにかく行け行けどんだけでは後々悔いの残ることも出てくるのではないかと危惧をしているところでございます。

したがいまして、今後のこのポスト二〇一〇年目標がどのような形でまとまっていくのかという議論を併せまして、この海洋保護区の扱い、我が国としましても議長国という大きな責任、大役を仰せ付かるわけでございますから、今御指摘いただきました点も踏まえまして、現状、もう今や一〇%の目標という数字も事務局案ではもう一五%というような数字にまで出てきておりますので、そういった点では国際的にきちっとしたコンセンサスが得られることからスタートしなければならぬと思っております。そういうことも踏まえまして、今御指摘いただきましたことも踏まえ、省内でしっかりと議論を重ねていきたいと思っております。

○市田忠義君 根拠を挙げて言っているのですが、ただ行け行けどんだけで行くと、そんなつもりは全くありません。

これは大臣に最後に伺っておきたいと思うんですけれども、発電所のアセスメントについて、先日の参考人質疑で電事連の方が参考人で参加をされました。その際に、現行アセスに加えて電気事業法に基づく上乗せ規定を設け、専門家、住民、知事、環境大臣意見を踏まえ、厳正な環境審査を行っているという力説しておられました。私はよくこんなことが言えるものだなどと驚いて聞いておりましたが、上関では中国電力はずさんな準備書で追加調査を余儀なくされて、なお不十分であるにもかかわらず、アセス手続で通ったんだからどこに問題があるんだと本当に開き直っています。

環境大臣、これではとても十分なアセスとは私は言えないと思うんですけれども、こういう、なかなか企業名出して大臣が答えるのは答えにくいかもしれないけれども、少なくとも参考人質疑で電事連の代表、そういう言い方を公の場でしておられるわけですね。これで本当に十分なアセスと言えるかどうか。その辺の認識、最後伺っておきたいと思いますが。

○副大臣（田島一成君） 私ども参考人質疑の場に居合わせておりませんので、改めてもう一度この意見の内容につきましては議事録もしっかりと拝見をさせていただきたいと思っております。

ただ、今回私ども結果的に見れば、様々な事業を展開するに当たって、今回の法改正で、せいて事をし損ずるようなことのないように、しっかりとプロセスでこのアセスメントを図っていくことを盛り込んだつもりでございます。まだまだそういった点では御意見もあろうかというふうに思いますけれども、こうした事業者の発言というものもこの参考人招致で委員会の場で発言をされたことで非常に重いとしますが、私どももそういった意見に対してどのように省で受け止めていくべきか、省内でしっかりと議論を重ねて対応していきたいと思っております。

○市田忠義君 参考人質疑のときにいなかったからって、それはちょっと無責任ですよ。環境省の方も来ておられたわけで、やっぱり文章にもうなっているわけですから。それと、せいて事をし損じるとおっしゃったけれども、善は急げという言葉もあるんですよ。日本語にはいろいろあるわけで、拙速はまずいけれども、本当に緊急を要するわけです。

もうこれは僕質問しません、最後言い切りで終わりますけれども、電力業界の方は、温暖化対策とか低炭素社会、よくもこんなことが言えるなど私は思うんですが、そのことを理由に他の環境配慮をないがしろにするというのは私、本当に許されないと。

先日、別の参考人が述べておられましたけれども、一度破壊された生息地は取り返せないと、周辺環境に与える影響が大きい事業であるからこそ、立地段階から、立地も含めた早い段階での検討を行わなかったら、戦略アセスメントの導入というのは名前だけのものになってしまうと。特に、発電所を例外

扱いたままでは生物多様性の損失の速度を下げることはもう期待できないと。保護地域制度を整備していくということも私ももちろん重要だと思いますが、今日の前にある開発行為が壊そうとしているものを止めることが先決だと。これは、せいては事をし損じるんじゃないんですよ。直ちにやらなかったら取り返しが付かないと。本来、国が重要な地域や種に対して保全の姿勢をやっぱり示すべきだと。生物多様性の重要な場所を明らかにして、それに合わせたアセスメントをやるべきだということを描いて、時間になりましたので終わります。

○市田忠義君 この周辺は、これまで名前が挙がった希少種以外にも、カンブリア紀の生き残りのカサシャミセンや絶滅の危機とされる八種類の貝類、それからナメクジウオなど、いわゆる絶滅危惧種の宝庫とされています。

二〇〇〇年だったと思いますが、生物学の研究者組織である日本生態学会は、生物多様性保全の視点から、もっと慎重な環境アセスメント、更なる調査を求める趣旨の要望書を事業者や監督官庁に提出をされました。さらに、日本鳥学会、日本ベントス学会も同趣旨の要望書を提出しています。

最近、この三つの学会が合同で延べ十一件も要望書を出しておられますが、こういう学会が合同でこれだけの回数の要望書を提出したということは過去にあったでしょうか。

○副大臣（田島一成君） 知る限りでは、上関以外ではございませんというふうに承知をしております。

○市田忠義君 もう回数の多さもそうなんですけれども、この学会の幹部自身が、全然、同じ生物学の研究といっても分野が違うわけで、この三つの学会が合同で取り組むというのは異例なことだと自らおっしゃっているぐらいの問題であります。

一方、事業者の対応はどうかと。今年一月の記者会見で、中国電力の社長はこう言っています。カムリウミスズメ等、他の場所でも見付かる可能性は十分あると、そこだけホットスポットという言い方はいかがかと、こういう言い方をしています。また、その後二月に三つの学会、先ほど紹介した三つの学会の代表が中国電力に要望書を手渡した際、大体いつもは社長にきちんと伝えますと、そう担当者と言うんですが、このときには、これ以上新たな環境調査をするつもりは全くないと即答する、専門家の集団が、三学会が集まって出した要望書に対して、これ以上の環境調査をするつもりはないと、そう即答するひどい対応でした。私、そのやり取りのテープを起こしたのも読ませていただきましたが、本当にひどい、開き直った態度でした。

私、大臣にお聞きしたいんですが、学会として原子力発電所計画に対する要望書をまとめたというのは、実はこれが最初なんです。これまでありませんでした。生物学の学会がそろって強い危機感を持っているところなのだから、環境省として経産省任せにしないで直接事業者に慎重な調査と対応を求めるべき、私はそういう性格の問題だと思うんですが、小沢大臣の認識はいかがでしょう。

○国務大臣（小沢鋭仁君） 今回の制度改正等がしっかりと機能していけばこういったこともかなり未然に防げたのではないかと、こうも思っているところでございますが、今、市田委員からの、その三学会含めてのそういった異例の対応について環境省としてどうかということにつきましては、また省内でしっかりと議論をしてみたいと、こう思います。

○市田忠義君 是非議論していただきたいと思うんですが、これ、原発推進あるいは反対とか、そういう政治的立場抜きに、生物学の研究を真摯にやっておられる学会の方がそろって、こんなところに原子力発電所を造るのはまずいじゃないかという声をやっぱり上げておられるわけですから、それに対して中国電力は開き直って、どこが悪いんだと、我々がやった調査では大したことないと、事実上そういう開き直りの態度を取っているわけですから、やっぱり環境省がここ一番、積極的な指導性を発揮するということが求められているということを描いておきたいと思えます。

これもまだ環境庁時代ですが、環境長官意見で、計画地周辺水域について、閉鎖性が高く一部で水質環境基準を超過している瀬戸内海であることから、発電所の取放水による水質及び海生生物への影響について慎重な対応が必要であると、当時の環境庁長官はそういう意見を述べておられます。二〇〇一年四月二十三日付けで、経済産業省資源エネルギー庁長官あてに提出された山口県の知事の意見、ここでも、温排水の漁業等への影響について、広域的、長期的な調査を更に充実強化させるとともに、調査結果を踏まえた適切な対応が講じられるよう事業者への指導を徹底することというふうに述べておられます。

今年の二月九日に山口県で、知事意見に対する国の対応状況をチェックする初めての会議が開催されて、資源エネルギー庁から説明が行われました。会議当日、担当部局から配付された文書に、第四分野の環境保全についての温排水に係る箇所についてどのように書かれているか、経済産業省お答えください。

○政府参考人（平岡英治君） お答え申し上げます。

本年二月九日にございました山口県の会議に経済産業省の担当者が出席をいたしております。その際に配付いたしました資料の中で、温排水と環境との関係につきましては、評価書においては、環境保全措置として温排水に関する対策が取られることになっております、今後、必要がある場合には事業者に対して適切に指導してまいりたいと考えておりますという記載をいたしてございます。

○市田忠義君 今言われたとおりなんです、この会議について山口県の三月議会である議員から、地元住民、県民の切実な疑問に対して丁寧に答える内容とは全くほど遠い内容であったと怒りの声が出ています。また、山口県の副知事も、経産省の説明は、知事意見に対して、特に安全確保、環境分野等について実に一般的で制度的な問題に終始し心外であったと、副知事がそう述べていると。議員が述べただけじゃなくて、副知事もそう述べていると。

温排水の影響は既に、各地の原子力発電所、火力発電所の稼働後、ノリ、ワカメなどの品質低下あるいは漁獲量の減少等が報告されています。だからこそ、この祝島の人たちは、漁場はつぶさせない、海は売ってはいないと、十億円以上もの漁業補償金の受取を拒否して命懸けで反対をされています。一方、中国電力は、先ほど言ったように、過去の発電所の経験からして影響は少ない、既にアセスは終わっているのに何で自分たちがやらなければならないのかと、こういうひどい対応であります。

そこで大臣にお聞きしますが、こういう事業者の対応、それから先ほど紹介した山口県と経産省のやり取りなどをお聞きになって、環境長官意見で述べられた閉鎖性水域での発電所の取放水による生物への影響に慎重に対応できるというふうにお考えかどうか、その大臣の認識をお聞かせください。

○国務大臣（小沢鋭仁君） 今の委員の御指摘のポイント等を聞いていけば、なかなか対応は難しいのかなと、こういう印象は持って聞かせていただきましたが、その細部にわたっての点は私も詳しく承知をしておりません。委員の方からも事前にお話をいただいておりますので、最終的な判断はそういったものをしっかり踏まえて判断をさせていただきたいと、こう思っております。

○市田忠義君 上関原発問題でお聞きするという通告はしておいたわけですから、こういう細かなことまでは言っていないけれども、やっぱり是非私が今述べたような問題は環境省内部で議論をしていただいて、大臣としてのイニシアチブを積極的に発揮していただきたいということを述べておきたいと思えます。

経産省に確認しますが、発電所に係る環境影響評価の手引というのが、かなり分厚いこういうものがございます。これの〇七年一月改訂版の参考資料として掲載されている「今後の海域モニタリング調査（温排水関係）のあり方」、これはいつのものでしょうか。

○政府参考人（平岡英治君） 今御指摘の手引に掲載してございますものは参考資料として付けられているものでございますが、昭和六十二年三月に財団法人海洋生物環境研究所が作成をした図書でございます。

○市田忠義君 昭和六十二年という、今から二十三年前のものであります。更新されないままになっていると。温排水による生態系への影響については、関係学会から非常に強い懸念が出されています。例えば、鹿児島県の川内原発では、温排水の拡散範囲について放水口からおおむね二キロメートルとしてきたが、五キロメートル以上に広がっている例があるという報告もあります。また、この海域での複数の発電所の影響についても非常に懸念をされて、内海に原発を造るのはもう生物多様性にとっては最悪の選択だという指摘もされています。

まとまった知見がないとされる一方で、既に漁業等に深刻な被害が出ている温排水について、とりわけ海域の国立公園、瀬戸内海環境保全特別措置法の閉鎖性水域内であることを踏まえれば環境省が自ら調査すべき性格の問題だと思いますが、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣（小沢鋭仁君） 改めて省内でよく議論をして対応したいと思います。

○市田忠義君 それは前向きに検討するという事で受け取っていいのでしょうか。

○国務大臣（小沢鋭仁君） いつも私は前向きでございます。

○市田忠義君 大臣の発言を言葉どおりやっただくことを期待したいというふうに思います。後ろ向きになった場合には厳しく指摘させていただきます。

さきの三学会による要請の際、中国電力側は、瀬戸内海全体の影響は国レベルで考慮すべき問題だというふうに言っています。これは事業者の開き直りであって、これは許されないんですが、同時に一定の真理でもあります。今のままの対応でいくと、事業者、県、経済産業省、環境省までも上関周辺の絶滅危惧種を含む貴重な種、瀬戸内海全体の生態系の保全について、言わばどこも責任を取らないということになってしまいます。

生物多様性条約締約国会議をこれ目前に今控えているわけですが、海域の保全の遅れが問題視されている下で、生物多様性のホットスポットであるこの海域への原子力発電所はやっぱり計画中止して、海洋保護区に私は指定すべきだというふうに考えますが、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣（小沢鋭仁君） 中止をすべきかどうかという判断は環境省のみではお答えできない問題だと、こういうふうに思います。いろんなトラブルが生じていることは私どもも十分承知をしているわけですが、環境的な問題、あるいはまた漁業補償的な問題、あるいはまたその他のいわゆるエネルギー供給の問題等々、総合的な判断が必要になるのではないかと、こう思っております。

○市田忠義君 海洋保護区に指定すべきだという点はいかがですか。

○副大臣（田島一成君） 目前にCOP10を控えまして、今海洋保護区についての議論もちらちら出てきている状況でございます。

ただ、日本国内にあってもそうですし、世界的にあっても、この海洋保護区については定義もまだ明確に定まっていないというような状況にございまして、しかしながら、今度のポスト二〇一〇年目標におきまして、この海洋保護区の数値的な目標等々も事務局案の中に出てきたりと、そういう意味では、我が国も人ごとのように看過している状況にはないというような緊張感を持っているのは事実でございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、定義等々も含めて海洋保護区とはどういったものを指すのか、そういったところからの議論をしっかりと進めなければなりませんので、今御質問いただきました点につきましても、今後一から議論をしてやらなければならないというような状況にございますので、御理解

をいただければと思います。

○市田忠義君 国際的にも定義が明確でないというのは、私も知っております。

ただ、二〇〇六年に開催された生物多様性条約の第八回締約国会議ですね、ここでは、二〇一二年までに海洋沿岸の少なくとも一〇%が実効的に保全されるべきだと、こういう目標が出されています。にもかかわらず、日本で何らかの法的根拠によって保護されている面積というのはわずか三・七%、こういう報告があります。

やっぱり、上関のような海域を保護しないで一体どこを保護するのかという立場から、是非、定義が明確でなくても、少なくともこういうところには原子力発電所は造らせない、そういう海洋保護区にするんだという方向で環境省はやっぱり前向きに臨んでいただきたいということを是非これは要望しておきたいと思いますが、再度あれば、いかがですか。

○副大臣（田島一成君） もう十月のCOP10までカウントダウンの状況でございます。今委員が御指摘をいただきましたこの海洋保護区につきましては、瀬戸内海を定めずしてどこをとという御意見もございますけれども、まずはやはりきちとした概念でありますとか定義等々を整理をしなければ、とにかく行け行けどんどんだけでは後々悔いの残ることも出てくるのではないかと危惧をしているところでございます。

したがいまして、今後のこのポスト二〇一〇年目標がどのような形でまとまっていくのかという議論を併せまして、この海洋保護区の扱い、我が国としましても議長国という大きな責任、大役を仰せ付かるわけでございますから、今御指摘いただきました点も踏まえまして、現状、もう今や一〇%の目標という数字も事務局案ではもう一五%というような数字にまで出てきておりますので、そういった点では国際的にきちとしたコンセンサスが得られることからスタートしなければならぬと思っております。そういうことも踏まえまして、今御指摘いただきましたことも踏まえ、省内でしっかりと議論を重ねていきたいと思っております。

○市田忠義君 根拠を挙げて言っているもので、ただ行け行けどんどんで行くと、そんなつもりは全くありません。

これは大臣に最後に伺っておきたいと思うんですけれども、発電所のアセスメントについて、先日の参考人質疑で電事連の方が参考人で参加をされました。その際に、現行アセスに加えて電気事業法に基づく上乘せ規定を設け、専門家、住民、知事、環境大臣意見を踏まえ、厳正な環境審査を行っているという力説しておられました。私はよくこんなことが言えるものだなどと驚いて聞いておりましたが、上関では中国電力はずさんな準備書で追加調査を余儀なくされて、なお不十分であるにもかかわらず、アセス手続で通ったんだからどこに問題があるんだと本当に開き直っています。

環境大臣、これではとても十分なアセスとは私は言えないと思うんですけれども、こういう、なかなか企業名出して大臣が答えるのは答えにくいかもしれないけれども、少なくとも参考人質疑で電事連の代表、そういう言い方を公の場でしておられるわけですね。これで本当に十分なアセスと言えるかどうか。その辺の認識、最後伺っておきたいと思いますが。

○副大臣（田島一成君） 私ども参考人質疑の場に居合わせておりませんので、改めてもう一度この意見の内容につきましては議事録もしっかりと拝見をさせていただきたいと思っております。

ただ、今回私ども結果的に見れば、様々な事業を展開するに当たって、今回の法改正で、せいて事をし損ずるようなことのないように、しっかりとプロセスでこのアセスメントを図っていくことを盛り込んだつもりでございます。まだまだそういった点では御意見もあろうかというふうに思いますけれども、こうした事業者の発言というものもこの参考人招致で委員会の場で発言をされたことで非常に重

いとは思いますが、私どももそういった意見に対してどのように省で受け止めていくべきか、省内でしっかりと議論を重ねて対応していきたいと思えます。

○市田忠義君 参考人質疑のときにいなかったからって、それはちょっと無責任ですよ。環境省の方も来ておられたわけで、やっぱり文章にもうなっているわけですから。それと、せいては事をし損じるとおっしゃったけれども、善は急げという言葉もあるんですよ。日本語にはいろいろあるわけで、拙速はまずいけれども、本当に緊急を要するわけです。

もうこれは僕質問しません、最後言い切りで終わりますけれども、電力業界の方は、温暖化対策とか低炭素社会、よくもこんなことが言えるなと思えますが、そのことを理由に他の環境配慮をないがしろにするというのは私、本当に許されないと。

先日、別の参考人が述べておられましたけれども、一度破壊された生息地は取り返せないと、周辺環境に与える影響が大きい事業であるからこそ、立地段階から、立地も含めた早い段階での検討を行わなかったら、戦略アセスメントの導入というのは名前だけのものになってしまうと。特に、発電所を例外扱いしたままでは生物多様性の損失の速度を下げることはもう期待できないと。保護地域制度を整備していくということも私ももちろん重要だと思いますが、今日の前にある開発行為が壊そうとしているものを止めることが先決だと。これは、せいては事をし損じるといっていいんですよ。直ちにやらなかったら取り返しが付かないと。本来、国が重要な地域や種に対して保全の姿勢をやっぱり示すべきだと。生物多様性の重要な場所を明らかにして、それに合わせたアセスメントをやるべきだということを指摘して、時間になりましたので終わります。